

午前10時30分開会

○池田委員長 ただいまから保健福祉委員会を開会いたします。以後、着席にて進めさせていただきます。

本日の日程及び資料を、先日、皆様にお送りいたしました。報告事項は4件ございます。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

それでは、日程1、報告事項に入ります。

（1）居住支援協議会の検討状況について、執行機関からの説明を求めます。

○佐藤福祉政策担当課長 それでは、保健福祉部資料1に基づきまして、居住支援協議会の検討状況についてご説明申し上げます。

まず、1の事業概要でございます。居住支援協議会は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を検討する組織でございます。居住支援に関する情報を関係者間で共有し、密接な連携の中で必要な支援策について協議することで、行政だけでは解決できなかった課題について、地域団体と行政との協働により解決を図ることを目的としております。

この事業の区での経緯でございます。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）でございますけれども、こちらの第51条に基づきまして、平成28年に居住支援協議会を設置いたしました。平成28年から30年にかけて、7回の協議会を開催し、支援策について検討したところでございますが、千代田区には要配慮者に紹介できる物件が少ないなどの意見が出され、協議会としての意見集約には至らず、その後しばらく会としての動きがない状態が続いておりました。その後、令和4年3月に、4年ぶりに協議会を開催し、令和4年度6月及び8月の2回と合わせ、計3回にわたり、千代田区の住宅確保要配慮者への支援策を検討いたしました。

その内容について、以降、ご説明いたします。3の令和3から4年度の検討状況でございます。

参加委員は、（1）のとおり、学識経験者、不動産関係団体、居住支援団体、地域包括支援センター、住宅課長等となっております。

この3回の議事でございますが、第1回につきましては、過去の振り返りと居住支援に関する相談実績、あとはスケジュールの確認でございました。第2回目は、第1回の検討内容の振り返り、千代田区における居住支援ニーズについて、関係団体の連携について、想定事例を用いた意見交換を行いました。

裏面をおめくりください。第3回は、第2回協議会の振り返り、相談窓口の職員に向けた啓発、不動産業者等及び区民への周知について検討いたしました。また、併せて、令和5年以降の今後のスケジュールについても確認をしたところでございます。

この3回の検討の内容についての概要でございますが、住宅確保要配慮者からの住まいに関する相談実態を調べましたところ、千代田区においては、高齢者と生活困窮者からの相談が大半を占めていることが確認できました。居住支援協議会における検討の方向性について、協議会で諮りました結果、まずは、割合の大きい高齢者への支援に焦点を当てて

支援策を検討することとなりました。貸主、借主がそれぞれ感じる課題から、千代田区で必要とされる居住支援サービスについて協議をいたしまして、成約のハードルをなるべく下げよう、見守りサービス、残置物等家財整理、家賃債務の連帯保証人、適切な不動産紹介の四つのサービスを軸に行政が支援することとなりました。

この検討における成果物でございますが、こういった支援策を周知するという視点で、箇条書になっておりますペーパー類を成果物としてまとめております。相談窓口職員向けの手引き。それから、つなぐシートといいまして、ご相談があった場合に関係団体と共有するための情報シート。不動産業者向けの居住支援事業案内、こちらは、こういった区が支援しますので、そういった物件の紹介にご協力いただけませんかと呼びかける内容のものであります。区民向け相談窓口案内、こちらは相談センター、あんしんセンター、社協等が窓口になりますというご案内でございます。

本日お配りできればよかったですけれども、8月8日の会議の後に、各関係団体に内容を諮っております、まだ内容が確定しておりませんので、本日は添付をしておりません。

続きまして、4の今後のスケジュールでございます。10月から相談窓口職員へのこの固めました資料の配付を開始いたしまして、併せまして、不動産業者の方に向けまして、こういった区が支援をしているので、なるべくそういった物件の紹介等にご協力を下さいという依頼を進めてまいりたいと考えております。こういった取組を進めまして、令和5年の1月から3月にかけて、取組を実施した上での課題を整理いたしまして、来年度に入りましてから、令和5年度の居住支援協議会をまた進めてまいりたいと考えております。

ご説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○米田委員 大事な支援制度の一環で、スタート、再開していただいたなと思っております。これは、もうやっていく上で、住宅課だけでなく、福祉のところも入って、不動産関係者と横串で連携してやっていくというのが一番重要なことだと思っております。

千代田区では、なかなか家賃の安いところがないんで、ご紹介が今まで難しかったというのが課題だったと思います。また、そういう業者も少なかったんだなと思っておりますけど、今回、このところに入っている不動産関係者というか、そういう支援団体、これ、何社ぐらい相談を受けてくれるようになったんですかね。

○佐藤福祉政策担当課長 まだこの個別の不動産業者の方が何軒というような状況には至っておりません、不動産業界の方で、ネットワークをお持ちの業界団体の方と連携をして、これから加盟の不動産業者の方に呼びかけを進めていくという段階でございます。

○米田委員 ここが二の足を踏むと、なかなか支援につながり——特に千代田区は難しい案件だと思っております、そこは非常に積極的というか、丁寧にやっていただきたいなと思っております。

で、この支援策は、区の支援策、住宅確保もあるじゃないですか。で、国交省のセーフティネット制度とか、いろんなことを組み合わせることによって、この不動産団体とか、いわゆる賃貸の貸主さんが心配なくできると。こういうことを訴えるのが一番僕は大事なことだと思っているんですね。それで支援につながると。そのこのパンフレットという

か、周知の方法ですよね、丁寧にやっていくことが一番大事だと思っているんですけど、その辺に関してはいかがですか。

○佐藤福祉政策担当課長 委員ご指摘のとおり、この会議の中でも、高齢者の方で財産をお持ち、処分できる財産をお持ちのような方でも、あと、余剰のお金をお持ちの方でも、もう高齢者というだけで物件が借りられない状況があるというような実態が紹介されておりました。そこには、不動産のオーナーの方がすごく心配をされて、二の足を踏まれるというような実態も、ご紹介がありましたので、そういった方に少しでも安心していただけるような行政の支援制度、あと、不動産、あと、居住支援団体の存在等を周知を図りまして、なるべくご理解を頂けるように啓発に努めてまいりたいと考えております。

○米田委員 もう積極的にお願いしたいなと思います。

あと、コロナ禍で、こういった方が増えてくる、千代田区でも実際増えていたんですけど、こういった方にもしっかり周知していく。区のこういう制度がありますよ。例えば、国交省のこういう制度があって、つなげていけるんですよということを、社協とか、おっしゃっていただいていたんですけど、いわゆる、どこだったかな、生活支援課か、そういったところとしっかり連携していただきたいなと思っております。

さっき課長おっしゃっていただいたんですけど、今日、間に合わなかったんですけど、成果物と、そういったのもぜひ我々に見せていただいて、共有していただきたいなと思いますけど、その二つ、いかがですか。

○佐藤福祉政策担当課長 これから成果物を固めまして、各団体に周知等を図ってまいりますので、そのタイミングが参りましたら、本委員会にもご報告申し上げたいと考えております。

○池田委員長 はい。

副委員長。

○飯島副委員長 いいのかな。

○池田委員長 どうぞ。

○飯島副委員長 いわゆる住宅セーフティネット法に基づいて、この居住支援協議会ができたはいいけれども、なかなか、とりわけ千代田区は特殊な様々な事情があって、この協議会が機能することができなかつた。再開をしたということで、今のご報告の中では、行政が支援をすることをここに列挙されています。本当に行政が支援しない限り、なかなかオーナーさんとたな子さんのセッティングができないという状況、これをセッティングできるように行政が支援すると。ここに、オーナーさんがちゅうちょするような、高齢者に対して、入居に対しての非常に困難だと思うハードルですかね。そこが幾つか挙げられていますけれども、このハードルを下げるために行う行政の支援、これをちょっと具体的に見守りサービス、残置物等家財整理、家賃債務の連帯保証人というような中身について、行政がどのような支援ということが挙げられているのか。ちょっと具体的にお伺いしたいと思います。

○佐藤福祉政策担当課長 居住支援サービスの概要についてという、ちょっと本日ご報告できなかった周知資料の中で紹介しておりますのは、孤独死、病気、事故の早期発見のための見守りサービス。まず、こちらには、居住支援法人が提供しているサービスや社会福祉協議会のふたばサービスを紹介されております。それから、家賃滞納のリスク回避のた

めの家賃債務保証サービス、こちらも居住支援法人が提供しているものですが、そういったサービスや、あと、入居者が亡くなられた場合の特殊清掃サービス、孤独死等で、そういった事態を恐れる貸主の方へのハードルを下げるという意味で、家財整理サービスのご紹介をしております。

○飯島副委員長 ということは、行政が支援というよりも、紹介をするという、そういう役割なんですか。

○佐藤福祉政策担当課長 行政が、直接、行政サービスで対応するという部分もございませうけれども、それ以外に、行政と連携した協議会の関係団体で連携して取組を進めるという点で、家主の方に安心感を持っていただくということが一番の目的であるかと考えております。

○飯島副委員長 それで、家主さんが、じゃあ、安心だわということで、登録されるというか、そういうふうな安心感というのが与えられれば、それにこしたことはないと思います。ただ、それがうまくいくかなというか、今までもそういうサービスはあったわけですからね。そこら辺は、ちょっと本当に機能していくのかなということは、不安は残ります。

それで、この居住支援協議会ができたセーフティネット法の元になる住生活基本法ですか、これが決まったときにも、国会では、やはり、高齢者とか生活困窮者、つまり、住宅確保が大変な方、その方々に対しては、公営住宅等が必要だろうということが、附帯決議としても、衆議院でも参議院でも上げられていると。そのことはちょっと抜きにしてというか、そんな角度で、住宅は自己責任という、そういう角度で、今まで行政は進めてきたという結果がこうなっているんだろうなと思います。

住宅を造るということについては、まちづくりの所管なので、ここではいかんともいえず難しいんですけども、この再開された協議会がこれから本当に実のあるもの、困窮者、それから高齢者の方が住み続けられるというか、そういう協議会になっていくために、やはり区のスタンス、立ち位置が必要だと思うんですね。何も千代田区に住まなくてもいいでしょうというような、そういうスタンスだと、やはりコミュニティの問題とか、その方の生活の安心ということでは非常に不安定なものになるわけですよ。区のスタンスですかね、そこら辺について、再度、ちょっと伺いたいと思います。

○佐藤福祉政策担当課長 この居住支援協議会の制度につきましては、千代田区議会でも、他区の担当にお話を聞いてみましても、やはり地盤、自区の中で物件のあっせんがなかなか難しい状況であるという実態は何っております。その中で、区として支援するときには重要だと考えておりますのは、その関係団体の方と連携を図りまして、課題を共有しているということと、あとは、不動産の相談が区に寄せられたときに、相談員等がそういったサポートの連携体制があるということ踏まえて、住まいに関するご不安の相談に乗れるということがまず第一ではないかなと考えております。

そこで、直接的にどういった解決が図れるかということは、個別の支援というふうな部分もどうしても残りますが、相談員も不動産に関する相談については不安を感じている様子もありますので、そういったところで、区が関わって、こういった制度の中で、区として取り組んでいるということ共有することが相談の安定にもつながっていくものと考えております。

○飯島副委員長 高齢者の方が、とりわけ高齢者の方がやっぱり自区内で住み続けたいという、それはコミュニティの問題もあるし、かかっているお医者さんとか、そういう関係もあるし、そういう意味では、今さら、ほかの区に行って、一人で寂しく暮らすのは大変という、そういう方々が本当にお住まいを探すのが大変だという実態があるわけですね。だから、そういう方々に、やっぱり自区内で何とか頑張って、住み続けられるように、支援をするという、そういうスタンスがあるのかどうかということなんですよね。

○佐藤福祉政策担当課長 先ほど相談員が不動産に関する相談に不安を感じているというお話をいたしましたけれども、不動産業界の方も、個別にその相談、物件の相談があったときに、なかなか高齢者というと、二の足をオーナーの方が踏まれるので、相談に乗れないというような状況があると伺っています。そこに、行政から、そういった不動産をお持ちの方が貸しているときに、こういった支援があるよということで、貸す側の方も、そこで行政の支援があるという安心感を持って、少しでも貸すというような対応に進んでいたような支援も重要と考えておりますので、そういったスタンスで進めてまいりたいと考えております。

○飯島副委員長 いいです。

○池田委員長 はい。

ほかに。

○岩佐委員 やっと再開をしたというところで、ちょっとこの今までの3回やられた中で、今ご報告いただいた見守りサービスと残置物、特に見守りサービスとか家賃債務の連帯保証人というのは、逆に何か今までやっていなかったんですかというぐらい、この居住支援法人としては、かなり最初から求められた機能だったと思うんですけども。従来は、じゃあ、貸してくれる物件がありますか、いや、ありませんということだけをもって、具体的なものは、逆に課題としては上がってきていなかったんでしょうか。

○佐藤福祉政策担当課長 貸主側の方としては、緊急連絡先や連帯保証人がいなかったり、独居の方についてハードルが高いというようなお話は以前からありまして、そういったことより踏み込む前に、もう高齢者の方だという時点で、ちょっとシャッターが下りてしまうというような状況があるというのは、今回の協議会で分かったことです。

それぞれのサービスについては、先ほどの見守りですとか家賃の保証のサービスは、今までにあったものですが、千代田区の居住支援サービスとして、今回、新たにちょっとパンフレットとしてまとめ直して、区のこういった協議会の中で、こういったサービスを提供していますというネットワークの中でのサービス提供の位置づけを明確にした周知というのを改めて図っていくというような側面を進めているところでございます。

○岩佐委員 見守りによって、孤独死のリスクが減るよとか、あるいは残置物の整理はしますよとか、高齢者に貸すことに対してのちょっとハードルを下げるということをまず周知ということで、これがまた周知して、ご理解いただくまでにちょっと時間がかかると思うんですね。さらに、やはりもし高齢者にスポットを当てて、行政が支援していくということであれば、例えば、港区さんなんかのように、初期費用は少しだけ行政が負担をして、スムーズに転居しやすくするですとか、ちょっと最初と最後ですよ、を明らかに見せていくと、これは高齢者の住宅というのは、どこのエリアでも課題ですので、そこは一つもうちょっと踏み込んだことをご検討いただきたくて。

今、このスケジュールを確認すると、作った資料を基に、関係者に周知するというのも、来年の3月ぐらいまで行くわけですよ。でも、刻々と住居がなくなっていく方というのは、本当に日々いらっしゃると思いますし、その中で、もうちょっと前向きにこの協議会を開いて、もう少し具体的なものが——結局、周知、啓発だけでは、今までと多分変わらないと思うんですよ。どうしても、もう借手がつかないところでもしかしたらあるのかもしれないですけども、基本的に、やっぱり制限のある物件というのは、そんなに簡単に制限が外れるものではないですし、今、相対的に家賃が上がっている時期なので、もう少しここは踏み込んだものをご検討いただきたいと思いますというのが一つ。

それから、もう一点あるんですけど、ちょっとこれも大まかな話なんですけど、多分、この民間の住宅を普通に貸す、貸し借りする、あっせんをするというだけでは、多分、居住支援、特に都会の居住支援は成り立たないんじゃないかと思うんですね。母子シェアルームですとか、あるいは高齢者のシェアハウスですか、多分、寄宿舍という形で建築基準でも用途変更とかしなきゃいけないと思うんですけども、これ、豊島区の支援協議会なんか、まだ実現には至っていないんですけども、様々な形でシェアという形を検討しているところが増えてきていて、これは、一つ検討する価値はあるかと思うんです。そこに該当する物件がもちろんあるかどうかというのは、あると思うんですけども、やはり高齢者が一人でお住まいの方ですとか、そういった、割と広めのところにお住まいなままのところとかに、お二人とかで入っていただくとか、母子も、母子同士でシェアルームするというのは、お互いに子どもが見れたりするので、今、割と民間のほうでも立ち上がってはいるんですけども。

そういったことを、居住支援協議会として、どういう策ができるのかをご検討いただいて、そこで区が何ができるかということに、もう一度、区に戻していただかないと、やっぱりこれは千代田の状況で、物件は結局、ない、ないで、また数年たちそうな気がするもので、ぜひ、そういった前向きなこともご検討いただきたいと思いますと思うんですけども、いかがでしょうか。

○佐藤福祉政策担当課長 まず、第1点目の啓発に終わらないような踏み込んだ対策というところですけども、確かに、今の議論の状況では、割と、家主の方のリスクへの対応ということで、終わりに着目した検討というか、サービスが中心ですけども、その始まりの部分に着目するという点は、また新しい視点かと思しますので、今後、協議会でも情報提供させていただきたいと思います。

また、シェアルームの活用等、これまでになかった形態の住居確保の方策につきましては、ちょっとまだ千代田区の中では高齢者中心ということでしたので、母子のシェアハウスのこと等も、情報等、不足しておりましたので、他区の港区ですとか、豊島区ですとか、挙げていただきました自治体の状況も確認いたしまして、居住支援協議会の中で議題として提起してまいりたいと思います。

○長谷川委員 関連。

○池田委員長 関連。

長谷川委員。

○長谷川委員 今、母子支援についてなども区で何かできないかということでお話しされていましたが、同じように、障害をお持ちの方々にとっても、やっぱり住まいを探す

というのはとても大変なことで、重度の方であれば、グループホームとか、そういう施設とかということは考えられるかと思えますけれども、特に軽度の方だったり、身体の方で、聴覚とか視覚とか、いろいろあるかとも思えますけれども、なかなか居住できる場所を探すことが困難であるということは、皆さんご理解していただいているかと思えますけれども、そういうところの支援と、また、何というんでしょうね、例えば、今、コロナ禍で、仕事を失ってという方、また、だんだんと戻ってきてはいますけれども、そういう方が急に収入をなくしたときに、もう数か月で払えなくなってしまうとか、そういった場合の支援も含めて、生活支援課と連携して進めていただければいいなと思えますが、いかがでしょうか。

○佐藤福祉政策担当課長 相談支援の部分では、各分野を問わず、連携する体制づくりを進めているところですので、そういったところで、連携しながら対応してまいりたいと考えております。

○長谷川委員 はい。よろしくお願いします。

○池田委員長 はい。よろしいですか。

西岡委員。

○西岡委員 1点だけ。今まで、家主さん重視というところから、対象者への支援が一歩踏み込んだ事業でよかったなと思っているんですけども、やはりこういう事業をする際に、いつも思うんですが、地域に根づいた民生委員の方とかにも、こういうお知らせをしっかりと説明をして、周知していかないと、結局、対象者にしっかりと伝わるようにならないと思うんですけども、その辺はどういうふうに本当に対象者に伝わるような周知方法をしていくのか、お願いします。

○佐藤福祉政策担当課長 資料にございます区民向け相談窓口案内というところで、基本的には周知を進めてまいりたいと思っておりますので、民生・児童委員の協議会でも配付をしてまいりたいと思います。また、相談員に対して、どういった観点で相談に乗ったらいいかというような周知もしてまいりますので、そういった各利用者の方との接点のところも周知を図れるように、取り組んでまいりたいと考えております。

○西岡委員 そうですね。概要を説明しても、結局、組織なので、もったいないなと思うんですね。なので、あくまで対象者にしっかりと本当に届くような周知方法をしていただきたい。伝わるように、本当にどうやって利用できるのかというのを、その対象者に伝わるように、ぜひ、お願いしたいと思います。

○佐藤福祉政策担当課長 周知に当たりましては、どういった方に伝わるのがよいのか、なかなか相談を抱えている方というのは見えないところにありますので、難しいところではありますが、いろいろな接点を増やししながら、検討してまいりたいと考えております。

○西岡委員 お願いします。

○池田委員長 はい。

米田委員。

○米田委員 この協議会の中で、ちょっと聞き忘れていたんですけど、住宅セーフティネット制度、これを登録してくれるような方は、まだ、いるとかいないとか、そういう部分が出てきていましたでしょうか。

○佐藤福祉政策担当課長 居住支援法人への登録を検討されている団体ということかと思

います。それですと、何件かオファーは頂いておりますが、実際に登録に、私が担当してからつながったというケースは出ておりません。

○米田委員 ちょっと違って、いわゆるお困りの方が住んでいて、それを住宅セーフティネット制度を利用して、国交省の。で、登録すると、そのまま安価なままずっと続けていける制度があるんですよね。それをなかなか千代田区の場合は、家賃が安いところがないんで、難しいんですけど、セーフティネット制度、登録する不動産というか、貸主がいたら、うまくマッチングして、入れることが容易になってくるんですけど、そういった話はまだ出てきていなかったですか。

○佐藤福祉政策担当課長 そういった事例はまだ出ておりません。

○米田委員 そういったことも非常にメリット——まあ、多少デメリットもありますけど、古い建物を管理されている方とか、そういった意味では、非常に制度的に優遇されていますんで、そういったのもぜひ活用して、登録に結びつけていただきたいなと思いますけど、いかがですか。

○佐藤福祉政策担当課長 ご意見を踏まえて、今後、また検討してまいりたいと思います。

○池田委員長 はい。

ほかにございますか。

○飯島副委員長 今までの論議を伺っていても、いや、本当に居住支援協議会がその役割を果たせるように、これから今後発展していくのかなというのは、ちょっと不安になったんですね。この協議会は、もう6年か、7年ですかね、つくられてから。その間、お休みというときもありましたけれども、議事録を初めから見ても、もう問題点ははっきりしているわけですよね。だけど、それが、問題点が明るみに明確になりましたみたいな、今分かったようなことを言われているということがすごく私は不安なんですね。

本当に第1回目の議事録、第2回目の議事録を見てみると、そこら辺では分かっている。ただ、メンバーは多分替わっているんじゃないかと思うんですよね、そのときと。そうすると、また1回目からおさらいみたいなことで、問題点はこれですねなんてなって、その段階からなかなか出ていかない、脱出できないというか、そこがすごく不安なんです。本当にご相談に来られる方にも、なかなかもう解決策が私たちもなく、困っている。その課題って、千代田区としての課題というのは、協議会の中でも、もうはっきりしているわけですよね。だから、そこに対して、どうしていくかというところが、住宅課長もここに入っているわけなんですけれども、高齢者の場合には、サ高住が必要だとか、そういう方向に何とか進んでいかないかなというのを思っているんですね。

今後、何回やっても、同じところをぐるぐるぐるぐる回っているような、そんなことでは本当に困るんです。そういう意味でも、ぜひ、そこから抜け出した何かもっと対策というのか、本当にそれは困難なことだと思うんですよね、私も。けれども、そこに抜け出していかないと、いつもぐるぐるぐるぐる同じところを回っているみたいな印象を免れないんですよ。ですから、そこを何とか今年度も——今年度、あと何回か持てるのかな、これは。12月までの間に、これは、協議会自体は持てるのかしらね。持てない。協議会としては、もう今年度はおしまいという、そういう感じなんですかね。

そうすると、本来に来年度に向けて、何とか突破できるような、具体的に行政が支援というの、コーディネーターみたいな、そんな役割だし、だから、そこら辺のところを、



もうちょっと行政としての、ここを突き破りたいんだというような、そういう意欲というのをちょっといま一度聞かせていただきたいと思います。

○佐藤福祉政策担当課長 期待の籠もったご意見いただきまして、ありがとうございます。

居住支援の取組は、そうは言いながらも、なかなか地道な活動ではないかなというふうに認識しております。これまで議論が止まっていた中で、今年度、再開をして、共通認識がやっと関係者の皆様とつくりてきたという状況ですので、今年度は、そこでの取組、決めました取組がございますので、その幾つかの取組を実際に進めてみて、その課題を整理した上で、また来年度の協議というスケジュールに学識経験者の先生も含めて、整理をしておりますので、その中で頂いたご意見についても、少し、支援だとか連携だとか、そういったものを突き破るような対策は取れないかということについてもご意見いただいた旨共有させていただきまして、今後引き続き検討してまいりたいと考えております。

○池田委員長 はい。

岩佐委員。

○岩佐委員 ありがとうございます。

協議会のスケジュールでいくと、そういうことになるんだと思うんですけども、協議会ということではなくて、区として、高齢者や生活困窮者の居住支援をどうあるかということは、もちろん来年の5月まで待たなくても、いろいろご検討できることはあると思うので、ぜひ、庁内の中で、生活支援のほうと住宅課とでちょっと連携するプロジェクトチームでも何でもつくっていただいて、これは、もう来年度の予算に向けてご検討いただきたいんですね。

これ、やっぱり協議会ベースじゃないんですよ。協議会、これまで予算がすごいいっぱいあるわけじゃないんで、これ、予算を伴うようなことというのはできっこないじゃないですか、今のこの段階で。だから、この協議会はどうしてもあっせん、民間あっせんからできますということしか不動産事業者さんは絶対言えないわけですから、行政が具体的にどういう支援をするかというのを見せていかないと、協議会さんは動けないので、その行政の覚悟というのをどこでつくるかということをも多分飯島副委員長は聞かれたと思うんですね。

なので、ちょっと協議会のスケジュールとはまた別に、庁内での皆さんのご調整の在り方とかを、前向きなことを頂ければと。今じゃなくてもなんですけども、ご検討いただきたいんですよ。そうじゃないと、ここは本当に協議会に全部イニシアチブを渡すと、本当に今までと同じで、皆さんの物件が出ればとか、みんなの周知ができればという話で終わるだけなので、やはりそこは何かできるかということをもっと行政でやっていただきたいです。

○飯島副委員長 協議会の報告だからね。

○岩佐委員 そうなんですけどね。

○池田委員長 保健福祉部長。

○細越保健福祉部長 居住支援協議会を含めた様々なご意見いただきました。本当に今までの、担当課長が申しあげましたように、この千代田区にとって、住宅施策って、非常に大変重要で、かつ、難しい問題だと思っています。今、この協議会は、この住まいに困っている方、区民の入居を支援するための検討組織ですので、もちろん、これは淡々と進め

ますけれども、この住まいに関する問題、相談というのは、本当に個人の事情によって、いろいろ様々でございます。その都度、ケース・バイ・ケースで対応しているという状況でございます。ただ、先ほど副委員長、また、岩佐委員、皆様からご指摘いただきましたように、同じ議論の繰り返しでは意味がないと思っていますので、区として、どういうふうに対応するのか。先ほど課長が申し上げましたように、区は、やっぱりお困りになっている区民の方に寄り添って、できること、もちろんできないことはございますけれども、そこをしっかりと進めるのが我々の務めだと思っていますので、もう一段、協議会のスケジュールではなくて、区として何ができるのかって、少し、まだまだ時間がございますので、前向きに検討していきたいと思えます。

○池田委員長 はい。よろしく願いいたします。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（１）居住支援協議会の検討状況についての質疑を終了いたします。

次に、（２）（仮称）神田錦町三丁目施設整備の進捗状況について、執行機関からの説明を求めます。

○清水障害者福祉課長 保健福祉部資料２に基づきまして、整備の進捗状況についてご報告いたします。

神田錦町三丁目施設整備につきましては、昨年度選定した障害、高齢の運営事業者とそれぞれ協議を進めまして、施設機能や規模についても検討を進めているところでございます。

7月25日の保健福祉委員会では、住民アンケートの結果、土壌状況調査等について、ご報告させていただきましたが、本日は、現時点で想定している施設機能、規模及び今後のスケジュール等について、ご報告いたします。

初めに、施設の機能、規模について、ご説明いたします。

まず、機能といたしましては、図のとおり、高齢者施設、障害者支援施設、地域交流機能、福祉避難所を含む防災備蓄機能、その他、駐車場やエントランス等としております。

なお、各施設の機能の詳細につきましては、現在検討を進めているところでございますので、詳細が決まり次第、ご報告させていただきます。

規模ですが、左の当初案という図が、昨年8月に住民説明会でお示した計画案でございます。住民説明会や障害者支援協議会等で頂いたご意見を踏まえまして、今年度は、敷地に対して、必要な機能の規模や配置等について、ある程度、具体的に、各階、イメージを作成するなど、区で様々な検討を行いまして、右側の変更案といたしました。

あくまでもイメージでございます。詳細が決まったものではございませんが、8階建てとして、およそこのような建物規模を想定してございます。

左の図では、9階を防災備蓄機能等としていた部分につきましては、専用で9階に設置していたところを変更いたしまして、1、2階の地域交流機能部分を有事の際に福祉避難所として活用する形と変更してございます。

面積につきましては、図の下に四角で記載しておりますが、左は3階から9階の各フロア面積を全て480平方メートル程度と、全て同じ広さとしていたところを、変更案では、

3階から8階のフロア面積を480平方メートル程度、1階、2階を少し広くいたしまして、600平方メートル程度と想定してございます。

1階部分は、エレベーターや受付、エントランス、駐車場等の共用施設も必要でございます。また、防災備蓄品等の収納倉庫や福祉避難所として一定程度の人数受入れを想定する必要がございますので、地域交流機能である1、2階の床面積を増やす形にしたものでございます。また、全体の高さにつきましては、当初案では、屋上部分に機械設備等を置く塔屋を含めて、9層で約38メートルとしていたところを、変更後は、1層下げて、8階建てとして、約34メートルとすることを想定しております。そのため、変更案では、高さは下げるものの、1階、2階の床面積を増やす形としております。

整備に当たりましては、区の貴重な財産を有効に活用することで、必要な機能を確保することは当然のこととして考えたものでございますが、同時に、近隣への日照の影響について、少しは配慮できたものと考えてございます。

なお、地下につきましては、経費や工期、避難所機能など、運営面などの理由から、人々が集う居室等には活用しない予定でございます。

駐車場は、福祉施設での利用の観点からも、可能な限り、平置きを想定してございますが、必要台数によっては機械式駐車場を設置する必要が出てくる場合がございますので、その場合は駐車場や機械室のみ地下を活用する可能性はございます。

次に、主なスケジュールでございますが、まず直近では、9月11日に、ご要望いただいている近隣マンションとの意見交換会を実施いたしました。参加者は8名で、主なご意見、ご要望といたしましては、地下を活用して階層や高さをさらに下げてほしいですか、床面積を縮小してほしいというものでございます。区では、今後も施設の機能や規模についての必要性をご理解いただけるよう、引き続き丁寧にご説明していくとともに、ご意見をお聞きしながら進めてまいりたいと思っております。

今後の予定では、10月22日に神田公園地区連合町会の皆様へ進捗状況のご説明に伺い、10月30日には地域住民の方への説明会を実施する予定でございます。10月5日号の広報に開催案内を掲載するとともに、ご案内を個別に配付する予定でございますので、明日以降早々にポスティングさせていただく予定でございます。区議会議員の皆様にもご案内させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

その後、頂いたご意見を踏まえまして、整備に関する実施計画を11月に策定する予定です。さらに年明け1月からDBO事業者公募に向けた選定委員会を設置して、要求水準の検討を進め、事業者の公募は来年度、令和5年4月以降を予定してございます。翌令和6年に入りました頃から解体工事・新築の設計作業を実施する予定となっております。令和7年度に新築工事を開始いたしまして、若干以前のスケジュール、予定が押している部分がございますが、開設時期の予定は変更なく、令和8年度末開設を予定してございます。

報告は以上です。よろしく願いいたします。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○長谷川委員 ありがとうございます、ご説明いただきまして。また、近隣の方々へのご理解いただくことが、まず大切かなと思われました。

今、建築資材がなかなか足りないような状況で、一応この供給開始予定が令和8年にはなっていますけども、そこのところがまたさらに遅れることもあるのかなと思っておりますけど

も、そのこのところはどういうふうにお考えでしょうか。

○清水障害者福祉課長 資材の搬入の困難さや物資の高騰等がございますが、ある程度そのこのところも見込みまして、予定経費ですとか工期等を見込んで計画してまいります。

○長谷川委員 もう既に遅れている状況というか、当初よりも遅れてきているかなと思うので、本当に切実に施設が必要という方々が多くいらっしゃると思いますので、できるだけ後れを取らないような進め方にさせていただきたいなと思います。

あとまた、今後、中身のいろいろレイアウトとか設計についても、またそのときそのときでご説明いただけたらと思うんですけども、やっぱり利用される方に使いやすいものになればいいなと思っていますので、協議会はもちろんですけれども、当事者の方々にしっかりいろいろご意見を頂けるような方法を取っていただきたいと思いますがいかがですか。

○清水障害者福祉課長 整備につきましては、予定どおり進められるようスピード感を持って進めてまいりたいと思います。また、設計等、こちらの事業につきましては、内容、どういった機能をどの程度ということで、DBO事業者に一定の条件をつけて要求水準といたしまして、それで提案していただいた内容を採用するというものでございます。ただ、設計の中で、安全で使いやすい居心地のいい空間をつくれるように、区のほうでもそのこのところは協議して進めてまいりたいと思います。また、皆様、ご利用になる障害者の方のご家族ですとか団体にもご意見を伺いながら進めてまいりたいと思います。

○長谷川委員 ぜひよろしくをお願いします。

あともう一点伺いたいたいですけれども、備蓄倉庫というか備蓄機能なんですけれども、これ、当初9階に置く予定で、それを2階にということで、1階、2階のフロア面積自体は広がっていますけれども、そこで足りるのかなというちょっと心配があったんですけども、そのこの広さについては、これから設計でということではあるんですけども、そのこの広さについてはどういうふうにお考えですか。足りるということで進めているんでしょうけれども、狭くなっているんで、大丈夫かなというちょっと心配がありまして、お伺いしたいです。

○清水障害者福祉課長 一、二階、1階の部分はやはりかなり駐車場ですとかエントランス等で取れるスペースが限られてくるかと思えます。2階の部分の地域交流機能、それをどういったものにするかということになります。福祉避難所として、区で考える必要な広さは必ず確保できるような要求水準としたいと考えております。

○長谷川委員 すみません。もう一点、最後にすみません。ごめんなさい、もう一回ちょっと確認なんですけども、居住の室数について、また障害者のほうでちょっと減るんじゃないかというお話を伺ったので、そこのご説明を頂ければと思いますが。

○清水障害者福祉課長 まず、こちらの480平方メートルの中で、どのぐらいの部屋がつかれるかというところを検討したところでございます。その結果、12室程度というところが一番機能的にもよく、安全を配慮した部屋数と考えられるというところを確認いたしまして、さらに、やはり入居について、以前からご説明は差し上げていたところなんですけれども、かなり入居される方の需要が難しいというところもございまして、最初グループホーム8名、ショートステイ4名としてお話を差し上げていたんですけども、残りの6部屋につきましては、3階の部分、需要が増えたときに部屋をつくれるような形で考

えてございます。ただ、その定員というところが、やはり減ってしまうという、当初そういったグループホームが減ってしまうところを皆様ご心配されてということがございまして、部屋数は12室で、例えばグループホーム10名、ショートステイ2名で、グループホームが定員が埋まらない場合にはショートステイに使えるというような、定員を流動的に考える形で開設の前に需要の入居の予定を区のほうで確認いたしまして、そのこのところの定員については考えていきたいというふうにご説明をいたしました。

○長谷川委員 ありがとうございます。やはり狭過ぎて、無理やり造るようなことは、中で生活される方の負担になることだと思うので、やっぱり使いやすいものであってほしいなと思うので、そのこのところは仕方ない部分もあるのかなと思います。

ただ、やっぱりニーズがある分だけ、今後また次の施設であったりとかということも含めて考えていただきたい。実際に入る方がどのくらいいらっしゃるのかも早めに、本当に、何でしょうね、募集をかけてなのか、どういうふうに皆さんお考えなのかというのを、しっかり数を捉えていただきたいなと思います。そうですね。はい。調査も含めて今後やっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○清水障害者福祉課長 長谷川委員おっしゃるとおり、やはり15部屋入れてしまうと車椅子での出入りができなくなってしまうとか、いろいろございまして、それで12室程度というところで考えたものでございます。ただ、当初、こちらのグループホームの制度の上限が20名までの定員というものがございまして、それで、上限いっぱいには居室を造る、定員を設けるというところで計画を進めておりますので、やはりそこまでの入居ができるような形というのは考えてございます。今現在も3階のほう、需要が増えたときには3階のほうを必ず部屋にできるようにというところで考えたものでございます。そのこのところはしっかり区のほうで将来的にもそのこのところが確実にできるような形を考えてございます。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○池田委員長 はい。

副委員長。

○飯島副委員長 実施計画以前の問題で、やはり近隣との合意ということでご苦労されていて、本当に大変だと思うんです。でも、利用者さん、なるべく多く使えるようにと思えば、床面積も広くなる。そうすると近隣とのトラブルも大きくなるというか、そういう関係もあるんだろうなというふうに思うんですが、この1層分だけ減らしたと。そこについて、9月11日に行われた、この、人数は少ないですけども、説明会の中では、評価はされたんですか。

○清水障害者福祉課長 現在の建物が6階ということもございまして、さらに計画自体が7階からスタートしております。そういったところで、今回9階を、9層を8層に下げるというご説明を差し上げたところではございますが、やはり現建物、当初の予定からは増えているというような、やはりできれば今の建物程度に抑えてほしいというご意見でございました。

○飯島副委員長 そのこのところの合意が取れないと、なかなか前に進まないということもあって、私たちも近隣の方に丁寧に説明してほしいと言って、それをするとなかなか合意ができていないというか、それでずるずる日にちが延びてくるという、そういうことにも

なっているわけなんです。

これ、ちょっとよく分からないんですが、床、1階と2階のところを広くしたと。面積を。これは、もうこれが限度なんですか。それともまだ1階、2階、あるいは3階とか、低層部のところはもっと広げられるという、そういう、設計上の問題ですけれども、それは可能なんですか。

○清水障害者福祉課長 一、二階というよりも、全体のやはり容積というところがございまして、現在の状況ですと、地下に例えば駐車場を造る可能性もある。一、二階の地域交流機能をどういったものにするかで、駐車場の附置義務といいますか、何台必要というところ、高齢者、障害者の施設もそうですけれども、全体で何台必要かというところによって、地下を活用するかどうかというところがございまして、やはり地下を使うことも想定いたしますと、今のこの規模が容積率としてはいっぱいというところがございます。

○飯島副委員長 もう近隣のマンションの方は当初から、地下を使ったらいいんじゃないかと、それが有効活用じゃないかみたいなご意見もおっしゃっていたわけですけども、地下になると、経費と日程ですかね、そこら辺がまた変わってくるという、そういう状況もあるということで、なかなか地下はオーケーしないということになっているんですけども、やっぱりもうここまで来たら、地下の活用というのも考えるべきじゃないかなというふうに思うんですね。そうやってなるべく高さを抑えていくというか、そういう努力を示すということも合意の上でも必要でないかなというふうに思うんですが、そこら辺の柔軟さというのはお持ちになっているということで理解してよろしいんでしょうか。

○細越保健福祉部長 この錦町三丁目につきましては、もう本当に、もう随分前からこの対応につきましてはご心配をかけています。我々も4月以降、スタッフも替わりましてので、区としてできるところというんでしょうかね、どこまでできるのかという部分をしっかりと考えてきたところがございます。本日お示しした案というのが、まさに区として対応できる代案ということで出しました。これはやっぱり我々も、もうマンションのほうとの信頼関係をちゃんとつくる意味でも、変な駆け引きをするのではなくて、区としてできることはこれですということを示すという意味で臨みました。それが今回お示ししましたこの変更案であります、1階階層を下げて、ただし地下は使わないと。

今、副委員長、地下を使わない理由ですね。確かにコストとか経費はかかりますけど、一番の理由は、これはご案内のとおり、今、課長も説明しましたように、今回この地域交流スペースと防災機能をうまく併用しました。これは当然平時と有事の使い方は違いますので、ここはうまくできるだろうということで、区としても最大限できる部分ということで示しました。となりますと、この地域交流施設を地下に設けるということは、避難施設を地下に設けるということになりますので、これはなかなか区としても、地下に避難所を設けるということではできませんということではっきり申し上げています。

したがって、今確かにマンションとの争点はこの高さの問題と地下利用でございまして、実は9月に一度意見交換をやって、再度この10月30日の前にもう一度、我々も丁寧に向き合ってやるということで伝えていきますので、我々も説明会、9月の意見交換の際には、いつでも参りますと。個別に行きますし、理事会があればいつでも参りますと申し上げています。

意見交換等につきましても、本来であればこの全体の住民説明会の場でやるべきだと思

いますが、今までの経緯もあったので、これは丁寧にしますというように言っていますので、もう一度この意見交換会をやりますけれども、ただ、その際に我々が申し上げる根幹の部分、この高さとか地下を利用しないという部分は、これはやはり区としてできることということで申し上げるつもりです。

したがって、どうしても平行線に終わった場合には、やはりこの住民説明会、10月30日の説明会の場でも、マンションからはこういうご意見を頂いていますけれども、いかがでしょうかというような形で、全体に諮りながら方向性を決めていきたいと考えております。

○池田委員長 はい。今、部長答弁を頂きました。

ちょっと先ほど委員のほうから、スケジュール的に遅れているんじゃないかという不安の声もあったんですけども、当初予定だと変わっていないように私は思っているんですけども、その辺り、全体のスケジュール感はいかがなんでしょうか。丁寧に住民に説明してくれているのは十分私たちも承知をしていて、その辺りは本当に丁寧な対応をしていただいているところだとは思ってはいますので、改めて、スケジュール的に遅れが生じているのか、そうではなく十分対応しているのかということをもう一度確認させてください。

○細越保健福祉部長 スケジュール欄にも示していますように、令和8年度供用開始、このスケジュールは当初から示しておりまして、これは変更ございません。全体の中で、バツファを見ているわけじゃございませんけれども、今の時点ではまだ当初予定でございます。ただ、この10月30日の住民説明会を踏まえて、これからDBOの事業者も決めますが、これをなかなか遅れると厳しくなりますので、そういう意味ではもう大分ぎりぎりに来ておりますけれども、現時点では予定どおりということで考えています。

○池田委員長 はい。よろしく願いいたします。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（2）の（仮称）神田錦町三丁目施設整備の進捗状況についての質疑を終了いたします。

次に、（3）指定管理者施設に関するモニタリングについて、執行機関からの説明を求めます。

○小原高齢介護課長 はい。それでは、指定管理者施設に関するモニタリングにつきまして、保健福祉部資料3-1から3-3までに基つきましてご説明いたします。

保健福祉部では2課にまたがる案件となりますので、先に保健福祉部資料3-1に基づきましてモニタリング全体の概要をご説明し、その後、各施設のモニタリングの結果をご報告いたします。また、別添の参考資料といたしまして、保健福祉部の全指定管理施設分の事業報告概要をお配りしておりますので、ご確認ください。

それでは、まず初めに保健福祉部3-1をご覧ください。カラー刷りの資料でございます。

項番1、モニタリングの全体像でございますが、（1）区としての責任の遂行、（2）区民・利用者の視点、（3）専門家からのアドバイスの三つの柱で構成されており、運営状況を的確に把握・評価するとともに、必要に応じて改善指導を行っております。

次に、項番2、専門家によるモニタリングでございますが、先ほどの項番1の（3）専

門家からのアドバイスとして、社会保険労務士による労働環境モニタリングと公認会計士などによる経営財務モニタリングを定期的に行ってございます。区と指定管理者が共通認識の下、経営財務モニタリングは施設の経営の状況や事業展開のあり方について、利用者の声を踏まえチェックし、また、労働環境モニタリングにつきましては施設で働く従業員の労働環境をチェックしてございます。

次に、資料右上の項番3の労働環境・経営財務モニタリングのスケジュールですが、指定1年目に労働環境モニタリングを行い、2年目から3年目に経営財務モニタリングを実施しております。指定管理期間が10年の施設につきましては、5年ごとのサイクルでこのモニタリングを実施しております。

また、各指定管理施設のモニタリングのスケジュールにつきましては、資料の右下のとおりでございますが、令和3年度の保健福祉部におけるモニタリングの対象施設につきましては、いきいきプラザ一番町及び高齢者総合サポートセンター（かがやきプラザ）となっております。

続きまして、高齢介護課所管のモニタリング結果についてご説明いたします。恐れ入ります。保健福祉部資料3-2をご覧ください。

項番1、労働環境モニタリングの概要でございます。対象はいきいきプラザ一番町で、モニタリングの方法は、社会保険労務士による現地確認、書類審査、施設長や事務管理者などへの面接による聞き取りを行いまして、それぞれの課題や改善点などを提言やアドバイスとしてまとめてございます。実施時期につきましては令和4年1月24日から3月30日までとなっております。

次に、項番2のモニタリング流れについてご説明いたします。現地調査や書類確認、個別の面接などを行いまして、結果を協議して確定させた後、改善計画やフォローアップなどを行っております。また、モニタリングの概要は、本日の委員会でのご報告後、区のホームページにて公表いたします。

次に、項番3のモニタリングの視点でございますが、1点目は職員の処遇や勤務形態等、2点目は職員の身分の安定性、3点目は職員の労働環境・安全衛生、最後に4点目として外国人労働者や障害者等関係の四つの視点からモニタリングを行ってございます。

モニタリングの結果につきましては、右上、項番4をご覧ください。

まず（1）職員の処遇・勤務形態等につきましては、就業規則は概ね適正に定められており、内容の説明や備え付けの場所も周知されていると評価されてございます。また、労働条件通知書の内容、交付時期等も適切に行われていると評価されてございます。

なお、労働時間管理につきましては、勤務表が手書きであったものを、労働時間の適正な把握をするために、次年度、令和4年度になりますけれども、昨年度やっていますので今年度という形になりますけれども、客観的な記録の取れるシステムの導入を検討する旨の記載がございまして、現地法人に確認したところ、導入はしないということを確認してございます。

また、長時間労働の実態もなく、概ね適正な雇用管理がされていると評価されております。

次に、（2）職員の身分の安定性でございますが、労働保険及び社会保険の手続きは適正に行われており、育児・介護休業につきましては、従業員の申出に応じ休業等を認めて



おり、必要な配慮がなされていると評価されてございます。また、年次有給休暇の取得促進に努めており、休職・休暇等の取得手続き等、概ね訂正に行われており、職員の身分の安定性が図られていると評価されています。

次に（３）職員の労働環境・安全衛生です。健康診断及びストレスチェック等は法定どおりに実施されており、実施後の対応等も適正に行われていると評価されています。また、就業環境は作業空間や採光も良好であり、ヒアリングによる従業員の満足度も高く、職員の労働環境、衛生、安全衛生につきましては良好であると評価されています。

次に（４）外国人労働者・障害者等関係でございますが、外国人、障害者、高齢者等多様な人材活用がされており、行政への報告書の提出・保管も適正に行われており、特に外国人につきましては個別に細かく対応し、雇用促進、雇用継続に努めていると評価されてございます。

最後となりますが、項番５のモニタリングの結果の活用でございます。結果につきましては、事業者へ通知するとともに区ホームページに公表いたします。また、今回のモニタリングの結果を基に、引き続き職員が働きやすい環境づくりを行っていくよう、区としても指定管理者に求めてまいります。

保健福祉部資料３－１及び３－２につきましてはのご説明は以上となります。

○菊池在宅支援課長 それでは、保健福祉部資料３－３に基づきまして、高齢者総合サポートセンターの労働環境モニタリング結果についてご報告させていただきます。

１番、労働環境モニタリングの概要でございます。対象は高齢者総合サポートセンター、指定管理者の千代田区社会福祉協議会です。モニタリング方法としましては、社会保険労務士による現地確認や書類審査、担当職員との面談などにより検証いたしました。実施期間につきましては令和４年２月３日から３月３１日となっております。

２番のモニタリングの流れ、３のモニタリングの視点については、資料３－２と同様でございますので、割愛させていただきます。

モニタリング結果につきましては、右側の４に記載がございます。

まず、（１）職員の処遇・勤務形態についてですが、就業規則は雇用形態別に作成されておりまして、記載事項も網羅されていることが確認されております。また、規程の周知も実施されていることが確認されております。

（２）職員の身分の安定性についてですが、勤務時間や休憩等については適正に管理されており、社会保険、労働関係の手続きも適正に行われておりました。

（３）職員の労働環境・安全衛生につきましては、健康診断・ストレスチェックが年に１回実施されておりまして、職場も清潔で安全な環境に保たれていることを確認いたしました。

次に（４）番、外国人労働者・障害者等の関係でございますが、派遣労働者を受け入れております。また、区の出向者につきましては、出向元である区から社会保険、労災保険が適切に拠出が行われているということが確認できました。

最後に、５番のモニタリング結果の活用でございます。この結果につきましては事業者へ周知公表いたします。この公表することで、当該指定管理者だけでなく、ほかの指定管理者への注意喚起へと結びつけてまいります。区としましても、この結果を基にさらなる改善を求めていくことで、安心・安全な職場づくりにつなげてまいりたいと考えておりま

す。

ご報告は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○岩佐委員 資料3-3のかがやきプラザの労働環境モニタリングについてなんですが、これ、36協定と派遣先管理台帳について指摘がされているんですね。で、これ、36協定は前回の労働環境モニタリングでもやっているはずですが、前回の平成28年、29年の報告いただいたものに関しては36協定の記載がないんですよ。ただ、でも、その頃から36協定はずっと協定されていなかったということでもよろしいんでしょうか。

○菊池在宅支援課長 36協定につきましては、今回の労働環境モニタリングでも指摘がなされております。このことを受けまして、36協定につきましては我々のほうで確認をさせていただきましたが、令和4年5月に締結されておりました、職員にも周知されているということを確認しております。

○岩佐委員 ということは、これのこの報告の36協定について、次回締結後というのは、まだ、もうこれは、あ、これからなんですよ。これからやる。ごめんなさい。今、令和4年度に締結するから、これからなんですよ。ということは、前回は、すみません、前回は、36協定をはじめ労使協定は適正かということがモニタリングの視点に書かれているんですね。そのときに36協定については言及がなかった。それで、前回のモニタリングの結果には、選定段階において公募要領に労働関係法規遵守の具体内容を盛り込む、要はここが労働関係の法規遵守にとって甘いんじゃないのという、何か遠回しな指摘があるのかなとちょっと思っているんですけども、今回実際に派遣先管理台帳についてもなかったということで、ちょっとここは、今回指摘があったからいいでしょうという話ではなくて、少し全体として、こういった労働関係の法規に関しては、ちょっと甘いのかなという印象を受けるんですけど、そこに関してはちょっとどう評価されるんでしょうか。

○菊池在宅支援課長 まず36協定の件につきましては、有効期間の始期と労働時間の起算日に1か月のずれがあったということが指摘されております。その間に届出はなされていたということで、今回の5月に締結された36協定の内容については、この起算日を統一するというような内容で確認されております。

それから、派遣先の台帳の管理についてなんですけれども、こちら指摘がなされてございます。これ、こういった指摘かと申しますと、この労働者の派遣先の管理台帳が課ごとにばらばらに管理されている状態だったということです。これを指定管理者として統一した管理台帳にまとめているといったところは、指導を受けて、今確認しております。

○岩佐委員 どちらも長時間労働を防ぐためですか、労働者の環境を保全するためのものですので、もちろんそういった実態がなければいいだろうとは思いますが、やはりちょっとこの法規的な、形式的なものに関しては、ここだけじゃなくて、ちょっと徹底していただくように、こちらのかげやきのほうじゃなくて、いきいきのほうには別に何も書いていないから、じゃあ、全てこの法規的な、労働法規的なものはクリアしているかなと、この報告ではちょっと思うんですけども、もうちょっと労働法規に関する、もうこれは一覧として、マル・バツ、マル・バツというふうに報告していただいたほうが、前回の報告からちょっと分かりにくい。要は前回の報告だと明らかに36協定はあるような報告であったにもかかわらず、実際はなかったんだということがちょっと分かりまし

たし、ここだけじゃなくて、以前にもほかの区の関係している団体さんで、36協定がなかったよねと、すごい長時間労働があったよねみたいな事例もありましたので、ちょっとやっぱりモニタリングの仕方についても、労働法規関係に関してはちょっと細かくやっていただくように進めていただきたいと思います。

それから、もう一点あるんですけども、今年度からハラスメントに対してすごく国のほうも厳しくなりまして、ハラスメントに対応する措置というのを各事業所に求めていると思うんですけど、その点に関して今回はチェックがあったんでしょうか。

○菊池在宅支援課長 労働環境モニタリングの調査項目に関する評定の中身につきましては、次回のご報告に向けて検討してまいりたいと考えております。

ちなみに今回の労働環境モニタリングの調査項目の評定の内容につきましては、ほぼほぼ評定としてマルがついておりまして、先ほど私が説明申し上げました36協定の件、それから派遣者の管理台帳についても、整備状況が整っていないというところで、三角というような状況がついているところですので、明確にバツがついているところはないということは申し上げておきたいと思います。

それから、ハラスメントの窓口に関する調査事項についてですが、今回も調査事項になっております。きちっとハラスメントの窓口が整備されているということで確認がされておりまして、実際にハラスメントに対する案件というのが上がってきていない状況だということの確認されております。

○岩佐委員 ありがとうございます。

○池田委員長 はい。

ほかにございますか。

これについては、昨年も私からも言いましたけれども、決算の分科会等で、もう少し深掘りしていただきたい。委員の皆様にはよろしく願いいたします。今日の今日で、資料もこれだけありますけれども、分科会のほうでもう少しやっていただきたいと思いますので。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（3）指定管理者施設に関するモニタリングについての質疑を終了いたします。

次に、（4）オミクロン株対応ワクチンの接種について、執行機関からの説明を求めます。

○山岸新型コロナウイルス予防接種担当課長 私のほうから、保健福祉部資料4、オミクロン株対応ワクチンの接種について、報告を申し上げます。

1番、導入の基本的な考え方です。現在、流行の主流となっているオミクロン株に対応した成分が含まれるということで、従来型のワクチンを上回る重症化予防効果や、短い期間である可能性はあるものの、感染予防効果、あと発症予防効果も期待されるというものでございます。また、オミクロン株と従来株の両方の成分を含みますので、今後の変異株に対しても有効である可能性がより高いことが厚生労働省より示されております。

2番、接種対象者です。1・2回目接種を完了した全ての区民ということで、4万8,000人いらっしゃいます。当ワクチンについては3回目以降に使用するというので、1・2回目の使用はできないということが留意点となっております。

3番、接種開始時期と接種券発送です。まず4回目接種の対象の方ですけれども、既に現在進んでいます60歳以上、あとは18から59歳の基礎疾患、医療従事者等の方につきましては、先行して9月28日より接種を開始いたします。接種券につきましては現在もう既に配付済みの4回目接種券を使用させていただきます。次に、4回目で上記以外の12歳以上の方につきましては、10月11日から接種を開始します。接種券は10月5日と11日、2回に分けて発送を行います。3回目の対象者につきましては、対象者が12歳以上ということで、こちらも10月11日から接種を開始して、接種券は既に配付済みの3回目接種券を使用させていただくことになります。接種間隔はいずれも最初の接種日から現時点で5か月以上ということになっております。

4番、予算についてですが、引き続き国が全額を負担するという方針でございます。

5番、その他です。既に従来型ワクチンで4回目を接種されている方については、今後5回目ということになろうかと思っておりますが、接種間隔短縮の可能性も踏まえて、10月末までの接種券配付に努めろということで、国より案内がございます。

私からは以上です。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。

この件につきまして、今定例会に提出されている補正予算の中で、新型コロナウイルスワクチン接種対策も含まれてございます。そういったところで、補正予算については予算・決算特別委員会の中で審査されますが、新型コロナウイルス対策の関係で、保健福祉委員会が所管する委員会、こちらの所管の委員会でありまして、前回ご報告いただいたときからの状況が変化しているということもありまして、情報提供がございました。

ということで、この件はよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。ありがとうございます。それでは、（4）オミクロン株対応ワクチンの接種についての質疑を終了いたします。

以上で日程1報告事項を終わり、日程2、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。執行機関から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

午前11時49分閉会